

令和2年塩尻市議会9月定例会提出案件

I 提出案件数

提出案件	37件
決算案件	9件
条例案件	3件
人事案件	1件
事件案件	6件
予算案件	4件
報告案件	14件

II 提出案件の概要

【決算案件】

- 1 令和元年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 令和元年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 財政課)

- 7 令和元年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 8 令和元年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 9 令和元年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(以上 経営管理課)

【 条例 案件 】

1 塩尻市税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事の入場料等の払戻しを請求する権利を放棄した場合には、当該放棄をした金額を個人の市民税の寄附金税額控除の対象とするもの

イ 市民税の所得割の納税義務者が、取得等した住宅に新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月31日までに入居できないなどの場合には、住宅ローン減税措置の対象となる期間を令和16年度まで延長するもの

(税務課)

2 塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により一部改正される「子ども・子育て支援法」が令和2年9月10日から施行されることに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

引用している法律の条項を改めるものなどです。

3 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「子ども・子育て支援法施行規則」の一部が改正（令和元年5月31日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

ア 保育の必要性の認定の基準に、施設等利用給付認定に係る特定子ども・子育て支援施設等を加えるもの

イ 引用している法律の条項を改めるもの

(以上 子ども課)

【人事案件】

人権擁護委員の候補者の推薦について

委員10人のうち、4人が令和2年12月31日に任期満了となることに伴い、後任委員を推薦するものです。

(男女共同参画・若者サポート課)

【事件案件】

1 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

塩尻市文化会館の指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(社会教育課)

2 財産の取得について

(塩尻市立小学校備品 タブレット端末2, 827点)

塩尻市立小学校に設置する備品を買い入れるため、その財産の取得について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

3 財産の取得について

(塩尻市立中学校備品 タブレット端末1, 772点)

塩尻市立中学校に設置する備品を買い入れるため、その財産の取得について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(以上 教育総務課)

4 訴えの提起について

(1) 提案理由

市営住宅の家賃等の支払いの訴えを提起することについて、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(2) 概要

ア 滞納家賃等の額 2,310,260 円

イ 訴えの要旨

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞

納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、滞納家賃等及び損害金の支払いを求めるものです。

ウ 訴訟遂行の方針

- (ア) 相手方が当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解するもの
- (イ) 判決の結果、必要がある場合は、上訴するもの

5 訴えの提起について

(1) 提案理由

市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(2) 概要

ア 滞納家賃の額 1, 128, 300 円

イ 訴えの要旨

相手方は、入居の承継の承認を得ずに市営住宅に居住し続け、かつ、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払いを求めるものです。

ウ 訴訟遂行の方針

- (ア) 相手方が市営住宅を明け渡し、当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解するもの
- (イ) 判決の結果、必要がある場合は、上訴するもの

(以上 建築住宅課)

6 市道路線の廃止及び認定について

1 路線を廃止し、新たに3路線を認定することについて、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

- 1 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 3 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（以上 財政課）

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月22日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ア 損害賠償の額 | 23,430 円 |
| | 市側の過失割合 100パーセント |
| イ 事故発生年月日 | 令和2年6月23日 |
| ウ 事故発生場所 | 塩尻市大字広丘高出
市道芝茶屋6号線 |

エ 事故の状況

市道芝茶屋6号線のグレーチングが、相手方自動車がアパート駐車場に進入した際に乗ったことにより跳ね上がり、当該自動車の左側後輪のタイヤを破損したものです。

（建設課）

2 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

3 健全化判断比率について

4 資金不足比率について

（以上 財政課）

5 債権の放棄について

「塩尻市債権管理条例」第15条の規定により、放棄した債権について、議会に報告するものです。

（男女共同参画・若者サポート課）

6 債権の放棄について

「塩尻市債権管理条例」第15条の規定により、放棄した債権について、議会に報告するものです。

（経営管理課）

- 7 令和元年度及び令和2年度株式会社信州ファームの経営状況を説明する書類の提出について
(農政課)
- 8 令和元年度塩尻市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
(経営戦略課)
- 9 令和元年度一般財団法人塩尻市文化振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について
(社会教育課)
- 10 令和元年度一般財団法人塩尻市振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)
- 11 令和元年度一般社団法人塩尻市農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
(農政課)
- 12 令和元年度一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)
- 13 令和元年度一般社団法人塩尻市森林公社の経営状況を説明する書類の提出について
(森林課)
- 14 令和元年度一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)